

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会

報告書（案）

＜今後の検討のための論点整理＞

令和 5 年 6 月

目次

1. はじめに	2
2. 製品安全4法の概要	2
3. 製品安全4法を巡る課題	5
(1) 海外事業者の直接販売などインターネット販売拡大への対応	5
①インターネット販売製品の事故・リコールの課題	5
②インターネット販売での違反品への対応	9
(2) 玩具などのこども用製品への対応	11
4. 課題への対応策	13
(1) 海外事業者の直接販売などインターネット販売拡大への対応	13
①越境供給の際の重大製品事故報告とリコール	13
②越境供給者への規制の実効性確保	15
③情報の非対称性の解消	15
(2) 玩具などのこども用製品への対応	17
5. 終わりに	20
委員等名簿	21
開催経緯	22

1. はじめに

製品安全4法¹は、消費生活用製品²に一定の安全基準への適合を求めるなどしており、消費生活用製品の安全を確保する観点から重要な制度である。また、2006年の消費生活用製品安全法の改正では重大製品事故³の報告・公表制度が創設され、迅速な事故の把握を通じて、消費生活用製品の安全の確保に大きな役割を果たしてきた。

一方で、昨今製品安全4法を巡る環境は大きく変化している。例えば、我が国の電子商取引市場は13兆円を超えるなど、インターネット取引の存在感は一段と高まっている。こうした中、インターネットモール等で販売された、主に海外から輸入された製品において、法令に違反した方式での販売や重大製品事故が増加している。また、こども用製品については、大人向けの製品以上の安全性が求められるが、海外で製造された安全性が担保されていない玩具などのこども用製品がインターネットを通じて流入しやすくなっている。

こうした環境変化を受けて、消費生活用製品の安全確保を促進するため製品安全4法を巡る課題を整理するとともに、諸外国の規制動向や事業者の対応状況等も踏まえた対応策を検討・整理するため、経済産業省は、2023年1月に「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置した。同検討会は、同年6月まで6回開催され、製品安全4法の課題整理及びその対応策に関する検討を行った。本報告書は、同検討会での検討結果をとりまとめたものである。

今後は、政府において更なる検討を進め、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会等における法制化も含めた検討が行われることを期待する。

2. 製品安全4法の概要

消費者を製品事故の危険性から守るための製品安全行政は、製品安全4法による規制や、消費者への情報提供、PSアワードなどによるサプライチェーン（製造事業者、

¹ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4法のこと。

² 主として一般消費者の生活の用に供される製品（消費生活用製品安全法の別表に掲げるものを除く。）をいう（消費生活用製品安全法第2条第1項）。

³ 製品事故（消費生活用製品安全法第2条第5項）のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう（同条第6項）。

輸入事業者、流通事業者、販売事業者、インターネットモール事業者等）全体の自主的取組支援など、幅広い取り組みを通じて行われている。

その中でも、製品安全行政の根幹である製品安全4法は、消費生活用製品の市場投入前に、一定の安全基準を求める事前規制と、市場投入後に、事故への対応やリコールを求めるといった事後規制の2つから成り立っている。

事前規制については、製品安全4法はいずれも共通の構造となっており⁴、①危害発生のおそれがある製品（PSマーク対象製品）を指定し、製造・輸入事業者に対して、国が定める技術基準への適合を義務付け、②製造・輸入事業者は、技術基準に適合したPSマーク対象製品に対しPSマークを表示することができ、③販売事業者等は、PSマークの表示がないPSマーク対象製品を販売・陳列できない、という内容となっている。

これに加えて、市場投入後の事後規制については、消費生活用製品安全法で規定されており、①製造・輸入事業者は、死亡や火災といった重大製品事故⁵の発生を知った場合は、消費者庁に報告することが義務付けられ、②販売事業者等が、重大製品事故の発生を知った場合には、製造・輸入事業者に通知する努力義務があり、③消費者庁は当該製品事故情報を迅速に公表し、経済産業省は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）とともに原因調査を行い、事故の再発防止を図る、④危害の発生・拡大を防止する必要がある場合等には、主務大臣は、製造・輸入事業者に対し、危害防止命令⁶を発動することが可能、という内容となっている。

重大製品事故の報告・公表制度は、2006年の消費生活用製品安全法の改正により創設されたものであり、消費生活用製品の安全確保のために極めて重要な制度である。また、事後規制については、PSマーク対象製品のみを対象とした事前規制とは異なり、全ての消費生活用製品を対象としていることが大きな特徴となっている。直近10年間の推移を見ると、2013年から2018年までは重大製品事故の発生件数が減少傾向となっているが、リコールされた自転車の事故が多発した2019年にトレンドが変わり、直近3年は横ばいである（図1）。

⁴ 1999年に制定された「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」により、4つの法律が共通の構造となった。

⁵ 火災事故、死亡事故以外にも、重症病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故も、重大製品事故に含まれる。

⁶ 消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずること（消費生活用製品安全法第39条）。

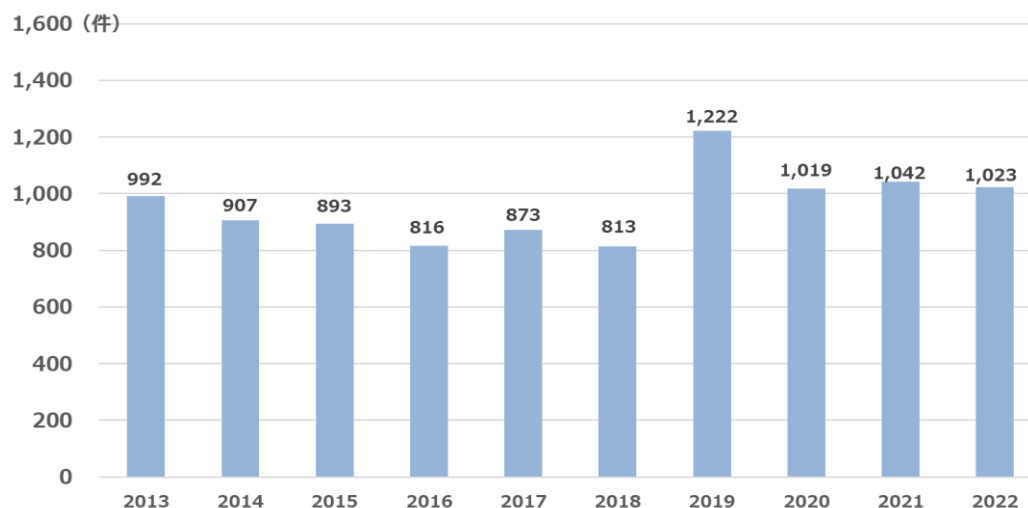


図1 重大製品事故の件数の推移

出典) 消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故(事故の受付日ベース)をもとに経済産業省製品安全課で集計
 ※消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上。

重大製品事故の原因を調査すると、製品に起因する事故(製品起因事故)の割合は約3割であり、製品自体に起因しない事故のうち誤使用・不注意や偶発的事故等⁷

(誤使用事故等)の割合も約3割である(図2)。製品起因事故については、リコールやルール整備による再発防止が効果的だが、誤使用事故等については、対策が難しい。重大製品事故の削減には、製品起因事故のみならず、誤使用事故等の削減にも取り組む必要があり、そのためには、消費者に十分注意して使ってもらうこと、使用上の注意をよく読むことを周知することが第一の対策である。それに加え、事業者への誤使用が起きにくい製品づくりのサポートや、そうした製品の消費者への情報提供の充実など、市場を活用した安全確保に取り組んでいくことが求められる。

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2020年	302件	38件	21件	91件	181件	336件	45件	4件	1件	1,019件
	29.6%	3.7%	2.1%	8.9%	17.8%	33.0%	4.4%	0.4%	0.1%	100.0%
2021年	321件	58件	19件	72件	228件	293件	22件	5件	24件	1,042件
	30.8%	5.6%	1.8%	6.9%	21.9%	28.1%	2.1%	0.5%	2.3%	100.0%
2022年	209件	17件	11件	56件	154件	239件	8件	2件	327件	1,023件
	20.4%	1.7%	1.1%	5.5%	15.1%	23.4%	0.8%	0.2%	32.0%	100.0%

図2 重大製品事故の原因と経年変化

出典) 経済産業省製品安全課において把握した重大製品事故(重大製品事故の受付日ベース)に基づき製品安全課にて作成
 ※2022年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

⁷ 製品に起因しないか(ただし誤使用と言い切れない)、又は、使用者の感受性に関係すると思われるものをいう。

3. 製品安全 4 法を巡る課題

(1) 海外事業者の直接販売などインターネット販売拡大への対応

① インターネット販売製品の事故・リコールの課題

製品安全を巡る最も大きな環境変化は、インターネット取引の増加である。物販系分野の消費者向け電子商取引市場は年々拡大しており、2021 年の市場規模は 13 兆円を超え、EC 化率⁸は約 9%となっている（図 3）。特に書籍等⁹（46.2%）や生活家電等¹⁰（38.1%）は、高い EC 化率（いずれも 2021 年時点の割合）となっており、インターネット取引が消費者の間で徐々に定着しつつあることがわかる。この傾向は継続すると考えられることから、インターネットで取引される製品が安全なものであることはより重要性を増していくと考えられ、安全な製品が流通する市場としてインターネット取引市場が成長していくことが必要といえる。

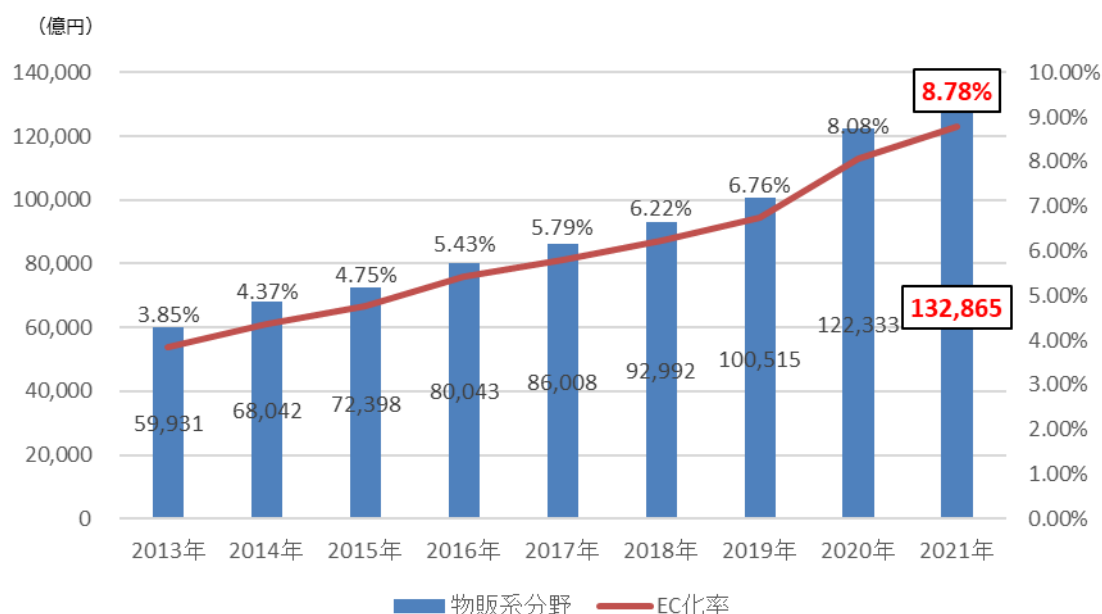


図 3 電子商取引市場の推移

出典) 経済産業省 令和 3 年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

⁸ 電子商取引比率のことをいい、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合を指す。なお、ここでの EC 化率の算出対象は、物販系分野としている。

⁹ 映像・音楽ソフトを含む。

¹⁰ AV 機器、PC・周辺機器等を含む。

実際、重大製品事故に占める、インターネット取引で販売された製品による事故の割合は年々増加している（図4）。重大製品事故の中で多いのは、モバイルバッテリーや電気掃除機用バッテリーなど、バッテリー関係の製品となっている。

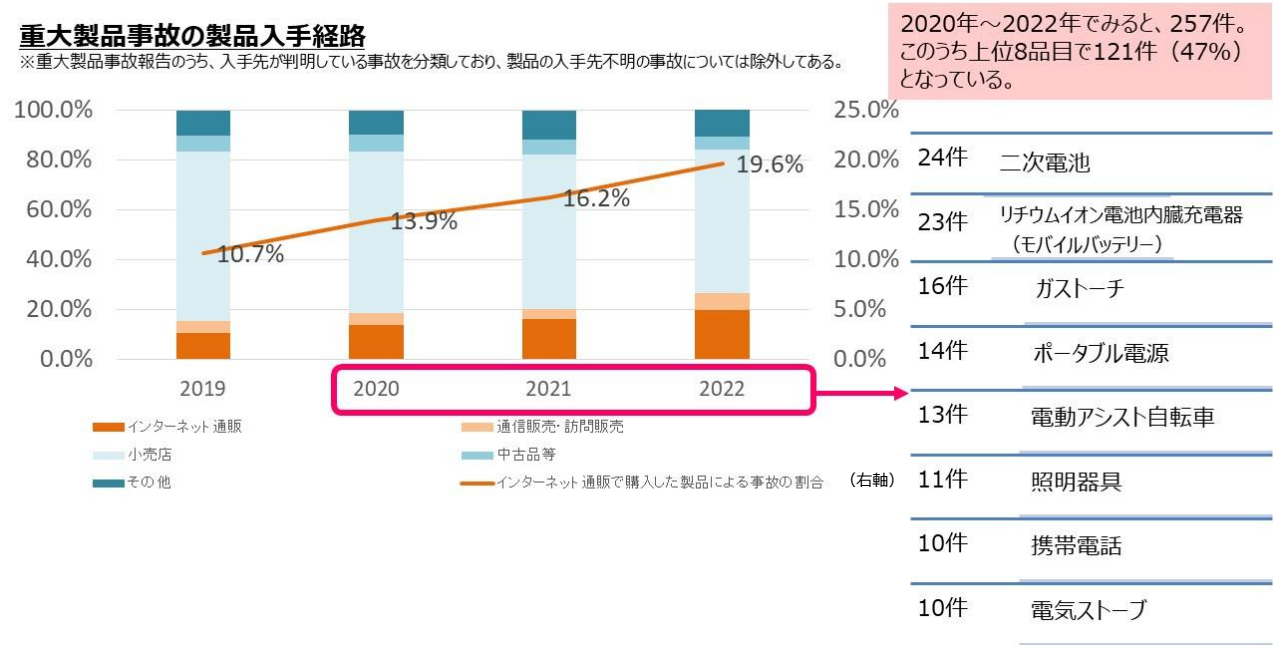


図4 インターネット販売製品の事故

出典）消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
※各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

こうした中で、バッテリー関係の製品の事故のうち、消費生活用製品安全法の重大製品事故として報告されないものが存在しているという課題がある。具体的には、同法に基づく重大製品事故として報告されていない事故のうち、NITEが把握している事故が一定程度存在している（図5）。この背景については、主に海外事業者から日本の消費者にこうしたバッテリー関係の製品が直接販売されており、同法に基づく報告を行う事業者が日本に存在しないためではないかと考えられる。

【事故事例A】

- ✓ 寝室からものが落ちるような「ボン」という音が2回続けて聞こえたため確認をすると、ベッドの宮棚に置いていたモバイルバッテリーから発火し、炎が40cm程度上がっていた。
- ✓ この事故により、ベッド、床、壁等を焼損した。
- ✓ 製造事業者の連絡先について、製品を購入したネットモール運営事業者と交渉するも、購入者は製造事業者を特定することができなかった。



焼損したモバイルバッテリー
情報提供：NITE

【事故事例B】

- ✓ 2階付近から「ボン、ボン」と音がしたため、確認をすると、ソーラーパネルを接続し充電していたポータブル電源から1mほどの炎が上がっていた。
- ✓ この事故により、2階部分を焼損した。
- ✓ 製品を購入したネットモール運営事業者に出品事業者情報の開示を要求するも応じてもらえなかったため、購入者は事業者を特定することができなかった。



焼損したポータブル電源
情報提供：NITE

【事故事例C】

- ✓ 就寝中に火災警報器の鳴動したため、避難をした。その後、確認したところリビングのテーブル下で充電をしていたバッテリーが発火したことが認められた。
- ✓ 製品は、1年半前にインターネットモールにおいて購入した製品であった。
- ✓ この事故により、リビング、家具等を焼損した。
- ✓ 国内に輸入事業者が存在しないため、家財の損害賠償について、購入者は海外の製造事業者に対して直接行わなければならなかった。



焼損したモバイルバッテリー
情報提供：NITE

図5 重大製品事故報告がされていないがNITEが把握している事故事例

さらに、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告が事業者によりなされていないものの、消費者安全法に基づき火災として消防庁から消費者庁に報告された事案を経済産業省製品安全課が分析したところ、2022年度に100件以上の事故（製品火災）が、事業者からは消費生活用製品安全法の重大製品事故として報告されていないと推定された。これらの事故（製品火災）については、海外事業者から直接日本の消費者に製品が販売され、消費生活用製品安全法で報告義務がある事業者が国内にいない場合が多いのではないかと考えられる。

以上のような、海外事業者の日本の消費者への直接販売（越境供給）の場合の重大製品事故の報告漏れについては、重大製品事故の報告・公表制度が創設された2006年時には、インターネットモールを利用した取引が主流でなく、想定されていなかったためであると考えられる。現在では、インターネットモールを利用した取引が拡大したことにより、海外事業者（越境供給者）は、インターネットモールを利用して製品を販売し、関税法に基づく税関事務管理人に通関手続きを依頼することで、海外にしながら輸入者として関税法に基づく輸入手続きを行うことも可能となっている。また、注文を受けてから海外輸送する方法に加え、インターネットモール事業者等が提供する国内の倉庫・配送サービスを利用することで、タイムリーに消費者からの注文に対応することも可能となっている。しかし、税関事務管理人は、あくまで税関手続きや関税支払いの事務代行にすぎず、消費生活用製品安全法が想定している輸入事業者には該当しないことから、輸入事業者としての責務（製品の安全性の確認や重大製品事故の際の報告等）は果たせない。このことは、国内の倉庫・配送サービスを提供

するインターネットモール事業者等も輸入事業者に該当しないため同様である。このため、越境供給された製品に関して重大製品事故が発生した際に、それを消費者庁に報告する事業者が国内に存在しない事態となっている可能性がある（図7）。

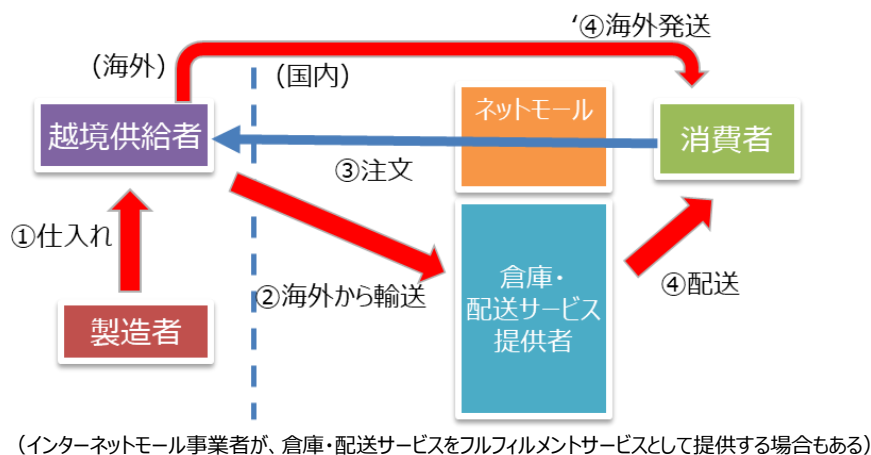


図7 越境供給の例

同様に、現状は消費生活用製品安全法第39条の危害防止命令の対象者が、製造事業者又は輸入事業者に限られているため、越境供給された製品に関してリコール等が必要となった場合においても、十分な対応が行えていない可能性がある。

こうした販売形態（越境供給）は、日本に限らず、世界中で行われているため、同様の課題は諸外国でも発生していると考えられる。現に、EUでは、既存の一般製品安全指令に代わる新たな一般製品安全規則（GPSR）が2021年6月に提案され、欧州議会及び欧州理事会での了承を経て2023年5月に公布、同年6月12日に施行¹¹された。これにより、EU域外の事業者がEUの消費者に製品を供給する場合、EU域内に責任者を置き、当該責任者を表示することが求められることになる。このようなEUの動きも参考にしつつ、我が国における対応についても検討していくことが必要である。

¹¹ ただし、18か月の移行期間が設けられている。

②インターネット販売での違反品への対応

製品安全4法では、事前規制として、PSマーク対象製品については、PSマークが表示されたもののみを販売できるとしているが、インターネットでPSマークが表示されていないPSマーク対象製品が販売されている事案、つまり違反品（表示義務に違反する製品）の販売件数が、2015年の46件から2019年に387件と急増した。このため、経済産業省は、インターネットモール事業者と協力体制を構築し、インターネットで販売される違反品対策に取り組んできた。具体的には、2017年9月から定期的に連絡会合を開催して情報交換を進めるとともに、2020年7月には、違反や事故が多い3つの製品¹²について、インターネットモール事業者に対して、違反品でないことを出品時に確認すること（出品前審査）を求めた。加えて、同年11月からは、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で、経済産業省が、出品者（事業者）に対して法令遵守状況を確認するネットパトロール事業を開始した。こうした官民協調した取り組みにより、近年は、インターネット販売での違反品の件数は横ばいの状況となっているものの、依然として違反品の件数が高水準で推移していることも事実である（図8）。

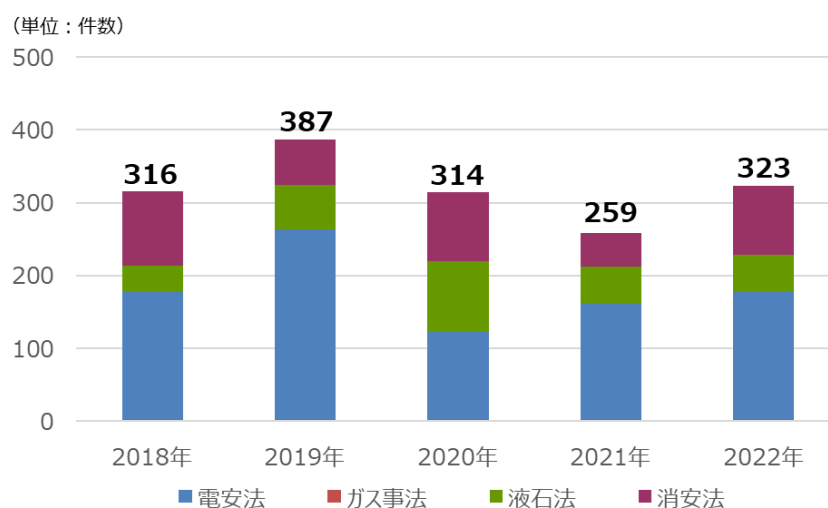


図8 インターネット販売製品の違反数の推移

※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。

※2022年は違反対応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

¹² リチウムイオン蓄電池、携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター）及びカートリッジガスコンロの3品目。2022年10月に乗車用ヘルメット（バイク用）を追加し、現在は4品目について対応を求めている。

実際にネットパトロール事業の違反对応状況を見てみると、違反品の出品が疑われる出品者に対して法令遵守状況に関する質問を実施したところ、回答があった出品者の約半数が違反又はその疑いがあるとのことで、出品が削除されている。単純に比較できないものの、これは、地方自治体によるリアル店舗への立入検査によって判明している実際の店舗における違反品の販売状況（2021年度の地方自治体による販売店への立入検査約6,000件に対し、違反件数は4件）と比べて高い割合であり、インターネット販売では違反品が売られやすい可能性があると考えられる。このため、こうしたインターネット取引市場を監視する取り組みを引き続き充実・強化させていくことが必要である。

また、ネットパトロール事業では電子メールで出品者に照会を行っているところだが、電子メールアドレスが分からず、経済産業省が直接連絡を取ることができない出品者が多く存在した。これらの出品者のほとんどは海外出品者であり、海外販売事業者による出品については、法令遵守の確認にも大きな課題がある。

一方で、2023年6月下旬からは、日本でも製品安全誓約（プレッジ）の取り組みを開始し、インターネットモール事業者による自主的な取り組みが強化される見込みである。製品安全誓約の取り組みは、複数の関係省庁が参加する取り組みであり、インターネット取引市場における製品安全の促進に向けて、大きな効果を発揮することが期待される。

（２）玩具などの子ども用製品への対応

重大製品事故の報告制度創設以来の 16 年間（2007 年から 2022 年）で報告された重大製品事故のうち、10 歳未満のこどもの被害が明らかとなったものは 319 件であり（図 9）、こうしたこどもが被害にあう重大製品事故を如何に削減していくかが、こどもの安全を確保するための重要な課題である。

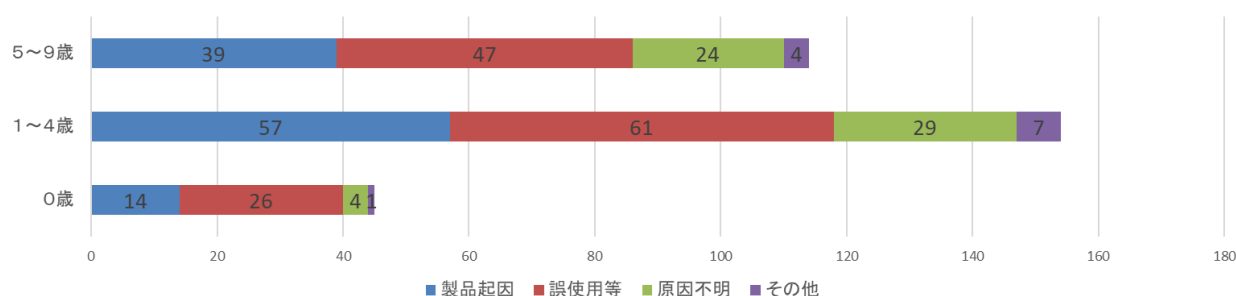


図 9 10 歳未満のこどもが被害にあった製品事故の概要

出典）経済産業省製品安全課において把握した重大製品事故（重大製品事故の受付ベース）に基づき製品安全課にて作成

※2007 年から 2022 年に受付けた重大製品事故のうち 2022 年末時点で 10 歳未満の被害が明らかとなったものを計上。

※「誤使用等」には、誤使用・不注意による事故、偶発的事故を含む。

※グラフは年齢層が判明した 313 件について分類。10 歳未満との情報はあがるが、年齢層が不明な 6 件は除外。

※同一事故において複数のこどもが被害者の場合、より重傷者またはより低年齢者で計上。

こうした中で、近年、マグネットセットや水で膨らむボールといった製品を、乳幼児が誤飲する事故が発生した。このため、2023 年 6 月、これらの製品は消費生活用製品安全法の特定制品¹³として規制対象となり、その製造・輸入は規制された。しかし、これらの製品は日本で問題になる以前より海外では問題になっていた製品であり、また海外では玩具として規制されていたものである。日本は規制対象化が諸外国に比べると遅れたという点で教訓を残したともいえる。

また、日本では、上記 2 つの子ども用製品が規制対象となったが、それ以外の玩具などの多種多様な子ども用製品については、規制対象となっていない。特に玩具については、多くの諸外国で強制規格対象となっているにも関わらず（図 10）、日本では、誤飲等の物理的安全性については規制がない。この部分については、（一社）日

¹³ 消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう（消費生活用製品安全法第 2 条第 2 項）。

本玩具協会が運用する ST マーク制度が存在するが、自主的措置であるため、ST マークを取得していない製品も一定程度存在する。こうした ST マークを取得していない製品については、誤飲等の物理的安全性の対策が十分されているか確認が難しい点が課題である。

さらに、諸外国で物理的な安全基準を満たさないとして販売停止になった玩具があったとしても、それが日本に流入することを規制当局は阻止できないという課題もある。

地域	国
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル
中東・アフリカ	サウジアラビア、カタール、UAE、南アフリカ
ユーラシア	ベラルーシ、カザフスタン、ロシア

図 10 玩具が安全規制の対象となっている主な国・地域

加えて、玩具以外のこども用製品についても、強制規格が存在しないことにより、事故の未然防止対策が不十分なものとなっている。例えば、幼児用自転車では、任意規格である JIS に適合しない製品が販売され、指を切断する等の事故が発生する事態も発生している。他にも、例えば、ベビーカーについても、EU や米国では規制対象となっており、国際的な規格に適合することが必要ではないかと考えられる。

このように、玩具も含め、より積極的にこども用製品の事故を発生前に防止する観点から、こども用製品の安全規制をどのように行うかが課題である。

このような課題がある中、諸外国における規制動向を踏まえると、日本における玩具などのこども用製品の安全を確保するためには日本における玩具などの安全規制を諸外国の安全規制と調和していくことについて検討する必要がある。

また、誤飲などが起きやすく通常の製品よりも配慮が必要である玩具などは、マグネットセットや水で膨らむボールのように事故が起こってから規制対象にするのではなく、諸外国同様に事故が起こる前に規制対象とすることについて引き続き検討することが重要である。

4. 課題への対応策

(1) 海外事業者の直接販売などインターネット販売拡大への対応

①越境供給の際の重大製品事故報告とリコール

<重大製品事故報告について>

越境供給された製品の重大製品事故について、適切に国に報告される仕組みを作ることが重要であり、想定されうる対策は以下のとおりであり、引き続き審議会等における検討が必要である。

(PS マーク対象製品の場合)

- 越境供給者が、国内代表者又は国内代理人を通じて届出を行うことを可能とする。
 - 仮に、越境供給された製品で重大製品事故が発生した場合には、越境供給者が、国内代表者又は国内代理人を通じて国へ報告する。
- 留意点 1

(PS マーク対象外製品の場合)

- 越境供給された製品で重大製品事故が発生した場合に、越境供給者が、インターネットモール事業者の協力を得つつ国へ報告する。
- 留意点 2

(留意点 1 : 国内代表者又は国内代理人)

国内代表者又は国内代理人の責任と役割 :

①越境供給者及び国等との連絡調整、②技術基準適合に係る検査記録等の写しの保存、③重大製品事故の報告、④国の立入検査等への対象化、⑤リコールの際の協力とすることが一案。

国内代表者又は国内代理人の要件 :

少なくとも①日本に居住している者であること、②越境供給者と上記責任を果たすための契約を締結していること、とすることが一案。

(なお、越境供給者に対して、国内代表者又は国内代理人の名称を販売ページへ表示するよう求め、併せて国による届出情報の名称公表を行うことを想定しており、国内代表者又は国内代理人の名称を明らかにすることを通じ、責任を十分理解した方に、国内代表者又は国内代理人になっていただくように促していく。)

(留意点 2 : PS 対象外製品で事故報告がされないケースへの対応)

PS 対象外製品で越境供給者から事故報告されないケースも想定されるため、この場合、当該事故情報を国が公表し、インターネットモール事業者等の協力により NITE の事故調査を進める、とすることが一案。

こうした対応を通じ、越境供給された製品が PS マーク対象製品であっても、PS マーク対象外製品であっても、事故調査を進めることで、その後の事故の再発防止策につなげることが可能となる。

なお、インターネットモール事業者は越境供給の場を提供し、商品を日本の消費者に販売することを可能としているため、PS マーク対象製品かどうかに関わらず、越境供給された製品で重大製品事故が発生した場合には、必要な協力を行うことが期待される。

< リコールについて >

越境供給された製品で強制リコールが必要になった場合、適切にリコールを行うために想定されうる対策は以下のとおり。

- 越境供給された製品に責任を有する越境供給者がリコールを行う。
- PS マーク対象製品については、国内代表者又は国内代理人が、国内での必要な協力（日本でのリコール実施の支援等）を行う。
※一般的に国内代理人は製造物責任を負わないと考えられるため、国内代理人にリコール実施を求めることは難しい。
- PS マーク対象外製品については、インターネットモール事業者に協力を求め、事故の再発防止を図る。

(留意点：越境供給者がリコールを実施しない場合の対応)

リコールが必要な製品は、消費者の手元から隔離することが必要であるが、越境供給された製品の場合、越境供給者により十分な対策が講じられない懸念が残る。

こうした場合に、リコールが必要な越境供給された製品の事故の拡大を防止し、再発防止の実効性を確保するため、以下のような対策を取ることが一案。

- インターネットモール事業者に対し、リコールが必要な越境供給された製品の出品削除の命令又は要請ができるようにする。
- インターネットモール事業者に対し、同製品の購入者への使用中止・廃棄の連絡を求め、事故の再発防止を図る。
- 国は同製品の公表を行い、消費者に広く注意喚起を行う。

②越境供給者への規制の実効性確保

越境供給者の製品安全４法違反について、適切に是正を行うためには、以下のような対策を取ることが一案。

- 越境供給された製品が製品安全４法に違反している場合、当該製品の販売の場を提供するインターネットモール事業者に出品削除の命令又は要請ができるようにする（上記①＜リコールについて＞の留意点の１つ目も参照）。
- 消費者が製品安全４法に違反する製品を購入しないよう、法律上の義務に違反する行為を行った者の氏名等の公表を行う。

③情報の非対称性の解消

PS マーク対象製品の販売について、違反品が減少するためには、消費者やインターネットモール事業者と販売者の間での情報の非対称性を解消することが重要。このため、以下のような対策を取るのが一案。

- 越境供給者にインターネットモールの販売サイトでの国内代表者又は国内代理人の表示を求める（※）とともに、国は届出事業者名（国内代表者又は国内代理人の名称含む。）の公表を行う。
※ 特商法に基づき、現状、海外の販売業者等の氏名や住所等の表示が原則行われている。（特商法には国内代理人に相当する概念は存在しない。）
- PS マーク対象製品の違反对策として、行政が届出事業者をきちんと特定するため、届出事業者の届出事項に、現在の住所に加えて、電子メールアドレスや電話番号を追加する。

また、本検討会では、具体的な制度の検討に際しては、以下のような点に留意すべきとの意見が出された。こうした点に十分留意しつつ、検討を進めていく必要がある。

（越境供給者の義務履行の担保措置）

- ・ 越境供給者が法的義務を履行しなかった場合、公表することに留まらず、もう少し踏み込んで罰則等をかけることはできないか。

- 国内代表者又は国内代理人に裁判における送達先とすることや処分権限を付与する等の措置することが必要ではないか。

(消費者からの問合せ対応等)

- 国内代表者又は国内代理人は、消費者が容易に連絡を取れるよう、日本語対応を可能にさせておくべきではないか。
- 苦情受付窓口の機能も付与していただきたい。
- PS 対象外製品についても、特商法で、販売ページに国内代表者又は国内代理人の連絡先表示を義務付けられないか。

(大手インターネットモール事業者以外の事業者の対応)

- インターネットモール事業者の協力について、小さな事業者までもれなく協力を得られるようにするためには、法律の中で根拠づけることが重要ではないか。

(インターネットモール事業者の実務的対応)

- 日本語以外で製品を販売するインターネットモール事業者や海外ドメインだが日本語で日本の消費者向けに製品を販売している SNS サイトなども制度の対象となるのか、インターネットモール事業者及び越境供給者の定義を整理して欲しい。
- 国内代表者又は国内代理人の表示された連絡先が正しいか国の方でも確認して欲しい。実際に義務履行能力があるかまで確認することはインターネットモール事業者には困難なので、国が行ってほしい。
- 削除命令にあたってはリコールの命令等を販売事業者に行っていただきたい。
- 制度改正が行われる場合には十分な準備期間を確保いただきたい。
- 消費者や越境供給者から行政への相談窓口を設けて欲しい。
- 行政から多言語での周知及び国内代表者又は代理人との多言語での契約書のひな形の提示などをお願いしたい。

(2) 玩具などのこども用製品への対応

海外の違法品が日本に流入することを防ぐとともに、事故が起こってから規制するのではなく、事故が起こる前に規制対象とし、こどもの事故を未然に防止する観点から、以下のとおり、玩具、ベビーカー、幼児用自転車などのこども用製品を、消費生活用製品安全法の「こども向け製品」として規制できるようにすることが一案。

(規制のイメージ)

- 「こども向け製品」は、事故が発生してから規制するのではなく、事故が発生する前に規制対象とする。
- 物理的安全・可燃性の技術基準への適合を求め、基準適合の表示があるもののみ販売できるようにする。
- 国際基準との整合を図り、例えば玩具の物理的安全については、国際基準である ISO8124-1 や欧州 EN71-1、米国 ASTM F963-17 を満たしている玩具であれば基準適合とすることも検討する。(ST マークや SG マークについては、基準が国際基準と整合している場合、追加の検査・試験は不要とすることも考えられる。)



図10 消費生活用製品安全法の「こども向け製品」のイメージ

(留意点1：玩具のSTマークや乳幼児用製品のSGマークとの関係)

日本の ST マークは、(一社) 日本玩具協会による任意の制度として実施されており、ISO8124-1 と同等の物理的安全性を要することで国際整合しているが、日本では玩具の物理的安全性は法による規制対象ではなく、ST マークを取得しない玩具も一定程度販売されている。

①玩具は事故が起こる前に対応すべきであること、②インターネット販売を通じて海外品の流入が容易になっていること、③海外で違反となったものを日本国内で販売

できないようにする必要があること、を踏まえると、ST マークがない玩具についても IS08124-1 や IS08124-2 の物理的安全性・可燃性を強制規格として要求することが、こどもの安全確保のためには必要ではないかと考えられる。

一方、ST マーク付の玩具は、2 年に 1 度の製品確認を行っている点や年齢表示・注意喚起表示の方法といった点で、出荷段階で IS08124-1 を単に満たす以上の安全性を確保しているなど、(一社) 日本玩具協会による任意の規格として、長年日本の玩具の安全性確保において重要な役割を果たしてきており、ST マーク制度を活用していくことは重要である。

また、(一財) 製品安全協会が運用する SG マークについても、子供向け製品の安全性確保において重要な役割を果たしてきており、SG マーク制度も同様に活用していくことが肝要である。

このため、玩具も含めたこども向け製品を法に基づく強制規格対象としつつ、より安全に配慮された ST マーク付の玩具や SG マーク付製品の普及が望まれ、例えば、ST マーク付の玩具や SG マーク付製品は国への届出を不要とするなど ST マーク制度や SG マーク制度を活用した制度を検討してはどうか。また、ST マーク付の玩具や SG マーク付製品であれば加入している製造物責任保険の加入を新たな規制対象のこども向け製品に対して促す、新たな制度の導入と併せて ST マークや SG マークの認知度向上を図る、といった方策を検討することが考えられるのではないかと。

なお、ST マーク付の玩具に求められる日本語での警告や注意表示や、ST 制度で ISO 基準に追加して求めている内容（コイン電池の扱いや食物等を模した玩具等）について、玩具を規制対象化する際に要求していくことも今後の検討課題である。

(留意点 2：玩具の化学的安全性との関係)

本検討会では、「ST マークでは 6 歳以上 14 歳未満向け玩具についても、化学的安全性について確認している」、「物理的安全性のみならず化学的安全性についても検討すべき」との意見が出された。玩具の安全確保の観点からは、物理的安全性のみならず、化学的安全性についても重要であるため、厚生労働省や消費者庁とも議論を行うことが重要だが、規制の必要性等について検討するには一定の時間が必要になる。

一方で、消費者安全調査委員会の報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(2017 年 11 月 20 日)によると、日本小児科学会の公表等をもとに 2008 年 3 月から 2017 年 9 月までの約 10 年間で 7 件の玩具による気道閉塞事故が発生しており、うち 3 件が死亡事故となっているとのことであり、約 2,000 人を対象に実施したアンケート調査において約 300 名の保護者が玩具によるこどもの誤嚥事故の経験があると回答している。また、同報告書では、同アンケート結果での玩具の誤嚥事故は 3 歳未満が

約 8 割で、約 30mm 以下の玩具を 3 歳未満のこどもが誤飲する傾向が示されており、物理的安全性についての規制を検討することは急務といえる。

検討会では、多くの委員から、6 歳未満向け玩具の物理的安全性の規制を行いつつ、6 歳以上 14 歳未満向け玩具の規制のあり方についても並行して検討することがよいとの意見が寄せられた。一方、「玩具の化学的安全性と物理的安全性への規制は同時にすべき」「6 歳未満向け玩具の重金属規制が 3 物質となっており、国際的な 8 物質より少ない」との意見も出されており、玩具の安全性をどう確保していくか、今後さらに検討を進めていく必要がある。

今後のオプションとしては、以下の 2 つが考えられ、今後政府及び審議会等における検討を行う必要があるのではないかと。

オプション 1：消費生活用製品安全法で 6 歳未満向け玩具に物理的安全性の規制を行い、6 歳以上 14 歳未満向け玩具についてはまずはガイドラインによる対応（ST マークの推奨を含む）とする。

（6 歳以上 14 歳未満向け玩具の化学的安全性についてもガイドラインでの対応（ST マークの推奨を含む）を検討する。）

オプション 2：6 歳未満向け玩具のみならず、6 歳以上 14 歳未満向け玩具についても、物理的安全性及び化学的安全性の規制のあり方について検討を開始し、それぞれの論点が整理されることを待って、同時に 0 歳以上 14 歳未満向け玩具の規制を行う。

（その他の留意点）

上記のほか、本検討会では、具体的なこども向け製品の制度の検討に際しては、以下のような点に留意すべきとの意見が出された。こうした点に十分留意しつつ、検討を進めていく必要がある。

- ・ 消費者庁、経済産業省、消費者団体等を通じて積極的な広報を行い、強制規格より安全性の高い ST 制度を選ぶよう促すことが大事。
- ・ 玩具の範囲について検討が必要。玩具と雑貨のカテゴリーが混在することにより、消費者が危険な雑貨を購入できるようになっていることも問題。
- ・ 国が、国内代表者・代理人の名称・実在を確認し、ホワイトリスト化することで、インターネットモール事業者にも取締りに協力いただく。
- ・ 規制実施には十分な時間が必要。分かりやすい周知や多言語の周知も必要。
- ・ どうルールを執行するのも重要な視点。サンプルデータの確認だけで適合と言えない場合がある。

5. 終わりに

製品安全4法の直近の改正は消費生活用製品安全法と電気用品安全法が改正された2007年である。その後、諸外国の規制動向や事業者の対応状況等に様々な変化があったものの製品安全4法の全般的な見直しの議論は長年行われてこなかった。本検討会は、製品安全4法全てを対象に議論しており、1999年の基準認証一括法で今の法体系となった製品安全4法における久々の見直し議論となった。

本検討会では、関係する事業者にも協力いただき、製品安全4法を巡る課題について、短期間であるが、充実した検討を行うことができた。今回の検討を通じ、製品安全4法を巡る環境は大きく変化しており、それに対応するための十分な制度となっていない部分があることが明らかとなった。

EUでは、インターネット取引拡大などの環境変化を踏まえ、新たな一般製品安全規則（GPSR）が提案されていたが、本検討会の最中に成立し、公布・施行（2023年6月12日）された。我が国においても、本検討会の結果を踏まえ、時代の変化に応じた新しい製品安全4法の制度を具体化すべきであり、政府において検討を加速することを強く期待する。

また、規制はきちんと執行されて意味があるものであり、政府においては、新たな制度を検討する際には、関係者の間での適切な役割分担という点も意識しつつ、適切に行政が執行できるかという点にも十分留意して、必要な体制整備なども併せて検討するべきである。

もちろん、消費者の安全確保は、規制のみで実現できるものではない。誤使用への対応が典型例だが、行政、事業者、消費者がそれぞれの役割を果たし、規制を上回る自主的取り組みも含めて、様々な対応を進めていくことが、製品安全の確保には極めて重要である。その意味で、今後開始が予定されている製品安全誓約（プレッジ）を通じ、インターネットモール事業者による自主的取り組みがさらに高まり、インターネット販売される製品の安全が向上することが強く望まれる。

それぞれの主体が役割を果たし、我が国において、こどもや高齢者にも配慮した、安全な製品のみが流通する健全な市場がオンライン・オフラインに関係なく形成されることを期待したい。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会

委員等名簿

<委員>

三上 喜貴	開志専門職大学副学長 (座長)
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カライスコス アントニオス	龍谷大学法学部教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷲田 祐一	一橋大学商学部教授

<オブザーバー>

アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社、株式会社メルカリ、一般社団法人日本玩具協会、ベビーカー安全協議会、一般社団法人大手家電流通協会、一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会、一般財団法人製品安全協会、日本チェーンストア協会、全国中小企業団体中央会

<関係省庁等>

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課
経済産業省 情報経済課、生活製品課
独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

<事務局>

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社(第1回から第3回)

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会

開催経緯

- 第1回 2023年1月17日 議論のキックオフ
- 第2回 2023年2月8日 インターネットモール事業者3社に対するヒアリング
(非公開)
- 第3回 2023年2月20日 こども用製品事業者3社に対するヒアリング (非公開)
- 第4回 2023年4月27日 ネット販売製品について
- 第5回 2023年5月29日 こども用製品について
- 第6回 2023年6月26日 玩具について、報告書案について